青少年インターネットWGの進め方について

平成22年9月21日(火) 事務局

1. 青少年インターネットWGの設置

「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(親会)第7回会合(平成22年9月7日(火))において、以下のとおり、青少年インターネットワーキンググループの設置が決定。

≪青少年インターネットWG≫(主査:堀部政男ー橋大名誉教授)

青少年インターネット環境整備法の成立・施行後の、青少年のインターネット利用をとりまく状況を分析し、各関係者によるこれまでの取組を検証した上で、更なる取組の在り方を検討。

とりまく状況(例)

●新しいデバイス・サービスの登場・普及等

- スマートフォンの登場・普及
- ・携帯電話端末以外の3G接続が可能な端末の登場
- ・SIMロック解除について整理、今後の解除端末の普及見込み
- ・twitterに代表されるミニブログの登場

●CGMサービスの利用拡大

- ・ブログやSNS等の消費者生成メディア(CGM)サービスの利用が引き続き拡大
- ●出会い系サイト以外のサイトにおける事件の発生
 - ・出会い系サイト以外のサイトにおける事件は依然発生
- ●携帯電話フィルタリングの普及
 - ・携帯電話フィルタリングは一定の普及を達成

各関係者による主な取り組み

●民間団体による取り組み

- ・「安心ネットづくり促進協議会」による普及・啓発活動の推進(主催シンポジウム回数(2009年):5回)
- ・第三者機関(EMA、I-ROI)によるコミュニティサイトの運用管理体制認定制度の開始

●事業者による取り組み

- ・(社)電気通信事業者協会、「青少年への携帯電話等フィルタリングサービス加入奨励に関する指針」の公表
- ・SNS各社によるミニメール監視の開始
- ・フィルタリング提供事業者による研究会の開催

●行政機関による取り組み

- ・内閣府による「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の 策定
- 各地方自治体における青少年健全育成条例の改正

2. 検討課題 (親会資料より)

- ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」の成立・施行後の、青少年インターネット利用をとりまく状況を分析し、各関係者(保護者、教育関係者、民間団体、事業者、国、地方公共団体等)によるこれまでの取組を検証した上で、新しい状況に対応した青少年のインターネット利用環境の整備のためのさらなる取組の在り方を検討する。
- 〇その際、内閣府における検討「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」と密接に連携して検討を行う。

検討課題例	各関係者に求められる責務の整理	
ポイント	各関係者によるこれまでの取り組みの効果を検証した上で、各関係者に求められる責務を整理する。また、 各関係者の協同を促進するための方策について検討を行う。	
検討課題例	新たなデバイスへの対応について	
ポイント	スマートフォンやSIMロック解除端末等の新たなデバイスにおいて、どういった場合にどの事業者がフィルタリングの提供等の義務を果たすべきなのか検討を行う。	
検討課題例	フィルタリングの実効性の向上について	
ポイント	フィルタリング普及率の伸び悩みやフィルタリングから漏れた青少年有害情報の存在等の指摘に対応し、フィルタリングの実効性の向上に向けて、携帯電話事業者、フィルタリング提供事業者及び第三者機関に求められる取り組みについて検討を行う。	
検討課題例	保護者による、青少年のインターネット利用の管理について	
ポイント	保護者による青少年のインターネット利用の把握・管理が社会的に必要であることは言うまでもないところ、 保護者のネットリテラシー不足や、青少年のプライバシー意識の高まり等の事情から、必ずしも円滑になされ ているとは言い難い面がある。こういった問題意識を背景に、適切な管理・把握の在り方、それを支援する ツールの在り方について検討を行う。	

3. 検討スケジュール案

No	日時	検討内容
第1回	9月21日(火)16:15~18:15	・WGの設置・青少年によるインターネット利用を取り巻く現状・各関係者の取組状況と今後の課題①・自由討議
第2回	10月15日(金)14:00~16:00	・各関係者の取組状況と今後の課題②・自由討議
第3回	11月8日(月)13:00~15:00	・論点整理 ・中間報告案の検討 ・自由討議
第4回	12月3日(金)14:00~16:00	
第5回	12月22日(水)14:00~16:00	
(予備日)	1月上旬	
第6回	1月17日(月)14:00~16:00	•中間報告
第7回以降	_	・第三次提言に向けた検討

[※]検討の途中経過については、内閣府研究会(青少年インターネット環境の整備等に関する検討会)に、総務省を通じて報告予定。(親会第7回会合において、主査の判断で、親会の承諾を得ずにWGの検討内容を内閣府に報告することができる旨決定。)